

瀬戸市公告

「萩山小学校跡地の一部を幼保連携型認定こども園として利活用する事業」にかかる公募型プロポーザル方式による市有地売却について公告します。

令和8年5月15日

瀬戸市長 川本 雅之

1 趣旨、概要

萩山小学校跡地の一部を活用し、幼保連携型認定こども園の運営を行う優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により決定するものであり、本公募において選定された法人が、購入する市有地において、幼保連携型認定こども園を建設、開園し、これからの子育て世代が要請する新たな幼児教育、保育実践を展開するものです。

2 売却する市有地

所在	地番	地目	地積 (㎡)
萩山台1丁目	135番	学校用地	1,651
萩山台1丁目	136番	雑種地	1,084
萩山台2丁目	21番2	学校用地	6,522
萩山台2丁目	22番1	学校用地	252
総面積	9,509 ㎡ (うち、崖地面積 約 1,880 ㎡)		

3 予定価格 (最低売却価格)

227,635,000円

4 開園施設

(1) 施設

幼保連携型認定こども園

(2) 建設開始時期

令和9年4月1日以降

(3) 開園時期

令和10年4月1日

5 参加資格要件

次の(1)から(9)に掲げる全ての要件を満たす法人とします。

(1) 「社会福祉法 (昭和26年法律第45号)」第22条に規定する社会福祉法人又は「私立学校法 (昭和24年法律第270号)」第3条に規定する学校法人であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 現に愛知県内において、幼稚園、認可保育所、認定こども園 (幼保連携型) のいずれかの運営を行っていること。

- (4) 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府市民税、市町村民税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 役員及び施設の配置職員に、次の①、②に掲げるいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 成年被後見人又は被保佐人である者
- (6) 次の①から④に掲げるいずれかに該当する法人でないこと。
 - ① 「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている法人
 - ② 「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている法人（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
 - ③ 「破産法（平成16年法律第75号）」に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている法人（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - ④ 金融機関の取引停止処分を受けている法人
- (7) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）」及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成19年12月1日施行）」に基づく排除措置を受けている法人でないこと。
- (9) 法人及びその役員等が、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」第35条第5項第4号イからルに該当する者でないこと。

4 幼保連携型認定こども園について事業者を求める提案事項

- (1) 法人の運営状況
- (2) 施設整備方針
- (3) 施設運営方針（収支計画含む）
- (4) 教育・保育内容等
- (5) 給食提供体制
- (6) 安全管理・衛生管理体制
- (7) 職員確保・配置計画、研修計画
- (8) 保護者対応、地域交流、市との連携

5 「萩山小学校跡地の一部を幼保連携型認定こども園として利活用する事業」にかかる公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の閲覧及び配布方法

- (1) 市役所窓口における配布及び郵送による配布は行いません。
- (2) 瀬戸市ホームページから当該データをダウンロードしてください。

記事名：「萩山小学校跡地の一部を認定こども園として利活用する事業」にかかる公募型プロポーザル（ID番号 60303）

アドレス <http://www.city.seto.aichi.jp/>

6 スケジュール

項 目	日 程
公 告 日	令和8年5月15日（金）
実施要領の配付	令和8年5月15日（金）～令和8年5月24日（日）
現地見学申込	令和8年5月22日（金）～令和8年5月28日（木）
現 地 見 学	令和8年6月1日（月）
参加表明期限	令和8年6月1日（月）
質 疑 の 受 付	令和8年5月22日（金）～令和8年5月31日（日）
質疑回答期限	令和8年6月8日（月）午後5時
申請書提出期限	令和8年6月15日（月）午後5時まで
選定委員会による 既運営施設の視察審査	令和8年6月中旬～6月下旬（予定）
申請書提出後の参加辞退	令和8年6月26日（金）午後5時まで
選 定 委 員 会 開 催	令和8年7月上旬（予定）
優先交渉権者の決定	令和8年7月中旬（予定）
地元への説明	優先交渉権者決定から市議会（9月）の議決まで
瀬戸市との協議	優先交渉権者決定から市議会（9月）の議決まで
土地売買仮契約締結	令和8年8月上旬（予定）
契約保証金納付	仮契約締結日から本契約締結日まで
市議会（9月）の議決	令和8年9月下旬（予定）
土地売買契約（本契約）締結	令和8年10月上旬（予定）
売買代金納付（所有権移転）	令和8年10月下旬（予定）
所有権移転登記	令和8年11月下旬（予定）

※スケジュールは、変更する場合があります。

7 申請書等の作成及び提出

(1) 提出期限

令和8年6月15日（月）午後5時まで

(2) 提出場所

愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市役所健康福祉部保育課（北庁舎2階）

(3) 提出方法

- ① 持参により提出すること。
- ② 事前に参加表明があった場合においても、提出期限までに申請書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。

8 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

- ① 瀬戸市保育事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、申請者ごと

に愛知県内で現に運営する幼稚園、認可保育所、認定こども園（幼保連携型）のうち、いずれか1施設の視察を行います。

※日程は別途通知します。

- ② 選定委員会による事前の運営施設視察結果と申請者から提出された申請書類及び申請者のプレゼンテーションに基づき、内容の評価及び審査を行い、優先交渉権者を選定します。
 - ③ 選定委員会の会議は非公開とするほか、組織、運営については、「瀬戸市保育事業者選定委員会運営規則（平成25年規則第28号）」によるものとします。
- (2) 評価項目及び評価点数、審査基準
- ① 評価項目及び評価点数、審査基準については、「評価基準表」によるものとします。
 - ② 評価点数の合計が60点未満の場合は、優先交渉権者として選定しないものとします。
- (3) 選定委員会
- ① 令和8年7月上旬開催を予定しており、時間及び場所等の詳細は別途通知します。
 - ② 実施時間は1申請者につきプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とします。
 - ③ 出席者は1申請者につき3名以内とします。なお、申請内容を十分に説明できる業務担当責任者等は必ず出席してください。
 - ④ プレゼンテーションは提出された申請書類により行うものとし、当日の追加資料の配布は認めません。

9 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

全申請者に対して、次の事項を記載した結果通知書により通知します。

- ① 業務名称
- ② 優先交渉権者
- ③ 当該申請者の評価点数

(2) 審査結果の公表

市ホームページにおいて、次の事項を公表します。

- ① 業務名称
- ② 優先交渉権者の名称及び所在地
- ③ 申請者数及び審査結果

10 優先交渉権者決定後の手続き

(1) 仮契約の締結

選定委員会において決定した優先交渉権者と土地売買仮契約を締結します。

なお、提出された申請書類の内容は、今回の契約において拘束力を持つものとしませんが、公正性及び透明性の確保を図るため、原則としてあらかじめ実施要領で示した事項の変更は認めません。

(2) 地元理解

優先交渉権者は、市議会（9月）の議決において契約の相手方と決定するまでに、あ

らかじめ提案事業内容について、地元の理解が得られるよう努めてください。

(3) 優先交渉権者との契約の締結

市議会（9月）の議決を経て、優先交渉権者を契約の相手方として決定した場合、上記(1)の仮契約の内容をもって譲渡契約とします。

その場合においては別の契約書は作成せず、仮契約書をもって本契約とします。

(4) 優先交渉権者との協議が不調の場合

優先交渉権者との契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな優先交渉権者として契約の協議を行います。

新たな優先交渉権者と契約の協議を行い、契約の相手方として決定した場合は契約を締結するものとします。

なお、契約協議の時点で、次順位者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とし、第3位の者を新たな優先交渉権者として契約の協議を行います。

(5) 契約条項を示す場所及び日時

① 場所

瀬戸市役所健康福祉部保育課

② 日時

公告日から申請書提出期限まで

(6) 契約書作成の要否

要

1 1 その他

(1) 申請書類の提出及び買受希望価格の提示並びに契約に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、瀬戸市契約規則等関係法令を遵守してください。

(2) 申請書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用は、申請者の負担とします。

(3) 提出書類は「瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）」に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部もしくは一部を公表する場合があります。

(4) 実施要領に定めるもののほか、必要な事項については市の指示に従ってください。

1 2 担当部所及び問い合わせ先

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市健康福祉部保育課

電話 0561-88-2630 FAX 0561-88-2633

メールアドレス hoiku@city.seto.lg.jp